

8月15日(火)の「精霊流し」のお知らせ

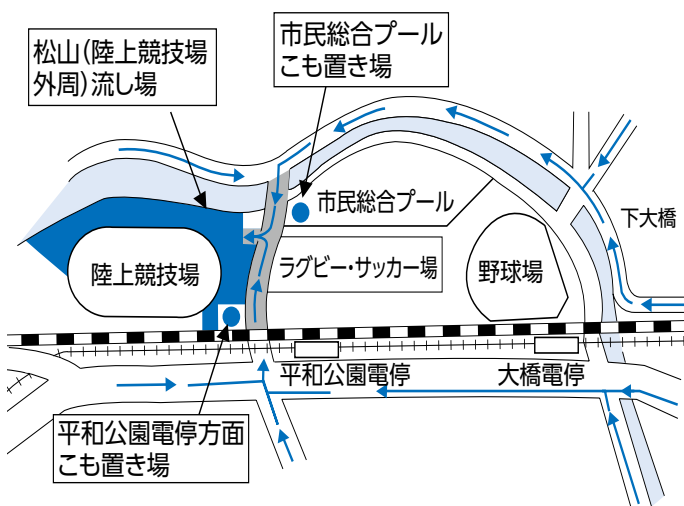
問い合わせ【コースと交通規制】最寄りの警察署【流し場】廃棄物対策課 ☎ 829-1159

流し場のコースと交通規制

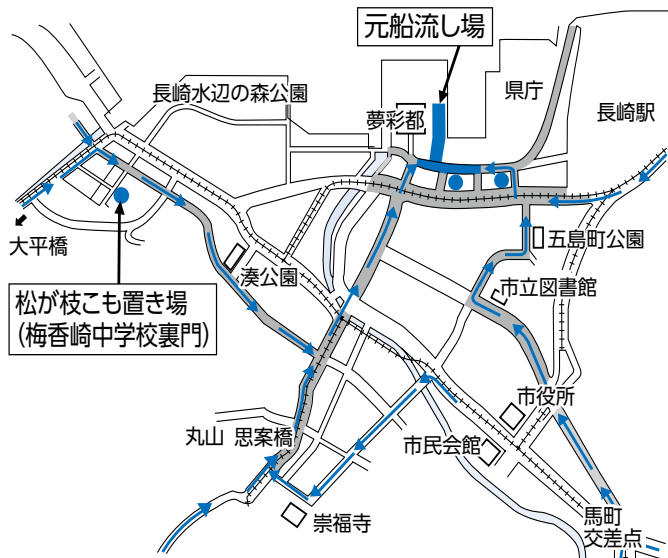
流し場付近は、車両通行止めの区間()があります。※ (➡) は精霊船の通行方向、(●) は、こも置き場

流し場、こも置き場の受け入れ時間は午後5時から9時まで

松山流し場 (交通規制は午後6時～)



元船・松が支流し場 (交通規制は午後5時～)



上記以外の主な流し場、こも置き場

地区	場所
東部	日見公園
	東部下水処理場前
西部	旭町海岸 (十八親和銀行付近)
	小榊地域センター前埋立地
	神浦港
	琴海南部総合センター駐車場
北部	北陽公園、平宗公園 (こものみ)
	浦上浄水場 (全長 2 m未滿の小型船のみ)

地区	場所
南部	松が枝 (梅香崎中学校裏門)
	茂木片町
	南部下水処理場
	えがわ運動公園駐車場
	深堀 6 丁目埋立地
	岩崎鼻埋立地
	蚊焼漁協横
	野母崎診療所裏
	高島町西海岸グラウンド駐車場
	沖之島漁港

詳しくはこちら



マナーを守りましょう

- ・花火の空き箱などのごみは必ず持ち帰りましょう。
- ・ロケット花火や連発式花火など、けがや火災の原因となる花火は使用不可。花火を人や車両に向けて使うと、処罰される場合があります。※流し場は花火禁止
- ・精霊船やこもは海に流さず、決められた流し場に持って行ってください。
- ・道路で船を作る場合や全長 2 m以上の船を流す場合は、警察署の道路使用許可が必要ですので、最寄りの警察署にお尋ねを。

東工場に燃やせる粗大ごみの搬入ができない期間

東工場 ☎ 830-2040

西工場は通常どおり搬入可。

期間 8月16日(水)～25日(金)

搬入不可 一般廃木材、畳、草類、布団、カーペット、家具など